

議案第118号

勝山市企業振興条例の一部改正について

勝山市企業振興条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

奨励措置の対象となる業種を変更するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市企業振興条例の一部を改正する条例

勝山市企業振興条例(平成31年勝山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>(1) 工場等 企業がその事業の用に直接供するために設置する工場、事務所、研究所、<u>ホテル</u>、販売所、倉庫及びその他の施設をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>(1) 工場等 企業がその事業の用に直接供するために設置する工場、事務所、研究所_____、販売所、倉庫及びその他の施設をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。